

《 米国の金融救済法＝P Vの促進法 メルマガ No.11 》

勝手ながら下記のように弊社のメールマガジンをお送りいたします。ご興味のない場合はご連絡下さい。以後送信を控えます。info@greenfund.co.jp

グリーンファンド メルマガ No.11

2008年10月13日

© 山内浩一

www.greenfund.co.jp

info@greenfund.co.jp

弊社関係各位

日本では全く報道されていないが、先ごろ米国の上下両院を通過した金融機関が保有する不良債権を買い上げる法案には太陽光発電業界にとって非常に大きな朗報が含まれていた。それは、アメリカの太陽光発電業界が待ちに待った（これまでに3度否決されている）同業界の支援条項がこの金融救済法にバンドルされていたことである。

<http://seekingalpha.com/article/98169-renewable-energy-tax-credits-approved-by-senate>

<http://www.renewableenergyworld.com/rea/news/story?id=53755>

これまで米国において通常であれば割高な太陽光発電への投資を後押ししていた法律は太陽光発電投資を行う法人、個人への税額控除（Investment Tax Credit: ITC）を認めるものであった。しかし、今回の法制化では従来のPV（太陽光発電）支援法にあった欠点を以下のように修正する形になった。

	従来のPV支援法	今回改正されたPV支援法
法律の有効期間	時限立法で2-3年おきに期限を迎えていた。	時限立法であるが8年間も同法律が有効になった。
法律の有効期間がもたらす効果	短期間であるため腰を据えたPVプロジェクトを誘発しづらい。	8年間と長期であるためグリッドパリティを達成するまでには十分な期間である。
ITCの個人宅向け上限額	US\$2,000を上限とする。	上限を撤廃
ITCの対象法人の拡大	電力会社は対象外	電力会社も対象とする。

今回の法律の改正で、ITC の個人宅向け上限額が撤廃されたことにより個人の住宅向け市場が活性化するであろう。個人向けの PV インバーターを製造しているメーカーの業績や株価には大きな支援になるであろう。

さらに電力会社にも ITC が認められたことにより、大型の PV 発電所の開発が勢いづくことは間違いない。

今回の金融危機は「100 年に一度あるかないかの未曾有の金融危機である。」（グリーンSPAN元 FEB 議長）といわれている。危機とは危ないことと機（チャンス）の 2 面を持つ。株のロングポジションを持った投資家は大損を被ったろうが、米国の金融株の ETF 銘柄（例えば Ticker シンボル UYG）の PUT Option を去年の夏から購入していた投資家は笑いがとまらなかったはずである。

実は日本の PV 発電事業を行う法人にとって先進国の金融危機は 100 年に一度の大儲けのチャンスをもたらす。かしこく投資をし、PV 発電事業を行えば投資資金は 5 年後にはウハウハのお宝資産になるであろう。 どのような事業スキームでどこにどう投資するのか？

それは、彼らが行ったことの逆をするのである。（以上）